

JEPXの市場監視体制について

令和元年6月

電力・ガス取引監視等委員会事務局



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

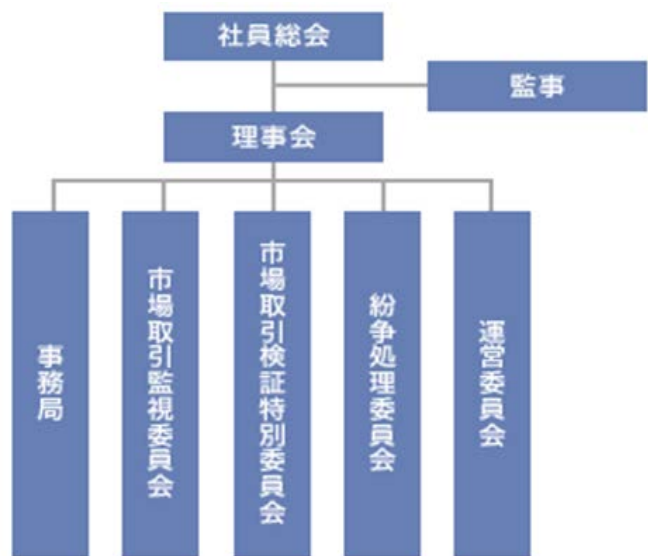
電力市場の監視体制について(総論)

- 日本卸電力取引所（JEPX）における取引規模の拡大（2018年12月現在で全国の電力需要量の34.2%を取引）や新たな市場開設などの取組みによって、JEPXの各市場における公正な取引を確保する必要性が増大している。
- 卸電力取引所を含む電力市場に関する市場監視については、国（電力・ガス取引監視等委員会）で、引き続き、市場支配力の行使に関連する監視等を行っていくものの、JEPXにおいても、市場開設者として、取引の情報や現場の知見を生かしつつ主体的に効果的な市場監視体制を構築していくことが望ましいと考えられるため、JEPXにその旨要望してはどうか。
- なお、これらの市場監視体制の構築については、2019年7月からベースロード市場が創設されることや2020年に非FIT非化石価値取引市場が創設される予定であることを考慮すると早急に対応する必要があると考えられる。

卸電力取引所の市場監視体制の将来像について

- 現行のJEPX市場取引監視委員会の権限は、理事会に意見を述べるといった限定的なものに留まっている。また、現実の体制面においては専従職員は1名で、四半期に一度の開催にとどまるなど、主体的に不公正な取引を監視していくには限界がある。
- 今後のJEPXにおける市場監視業務について、JEPX自身において、その担うべき市場監視業務の具体的内容を明確にした上で、国(電力ガス取引監視等委員会)との連携をも図りつつ、市場監視業務の充実を検討いただく必要があるのではないかと。また、取引参加者の資格審査、制裁その他個別事業者の監督といった業務も含め、今後、中立性・独立性を確保しつつ、その機能を向上させるための体制を検討する必要があるのではないかと。その際、金融商品取引所(自主規制法人を設置)や諸外国の電力取引所の事例(法人内部に独立性・中立性を確保した監視機関を設置)も参考になるのではないかと。

<現在のJEPX組織図>



➤ 課題

- 現在、JEPXの市場取引監視委員会は「電力市場における不公正な取引の判定などの市場取引の監視」について、諮問を受け、又は意見を述べることができるとの位置付け(個別の処分等については理事会が意思決定を行う。)
- 専従職員は現在1名で、主体的に不公正な取引を監視するには限界がある。これまでの処分実績は0件)
- 理事会は全7名の理事のうち、3名が事業者であるため、事業者が市場監視に関する意思決定に関与し、かつ、競争者の各種情報にアクセスが可能となっているなど、中立性の観点からの課題がある。

(参考) 想定される主な論点

- JEPXの今後の市場監視体制を検討するに当たっては、例えば、次のような論点が考えられるのではないか。これらの論点を検討するに当たっては、金融等や諸外国の取引所との比較検討や、有識者や関係事業者等の意見を丁寧に伺うため、勉強会等の開催も考えられるのではないか。

【主な論点】

論点①	○JEPXが担うべき市場監視機能の具体的な範囲
論点②	○上記の市場監視機能を適切に担うことができる体制、人員、監視能力の在り方
論点③	○中立性、独立性の確保のための方策
論点④	○その他

(参考) 金融市場における監視の全体像について

- 金融市場においては、国（証券取引等監視委員会）が市場監視を実施。行政処分等を求める勧告や課徴金納付命令、検察官への告発等を実施。別途、取引所において、別法人である日本取引所自主規制法人が市場監視を実施。必要がある際には取引会員の資格の処分等を実施。さらに、事業者としては市場参加者同士による自主規制団体により監視を実施。自主規制団体が自主規制ルールを定め、自主規制ルールの遵守状況の確認や市場調査を実施。

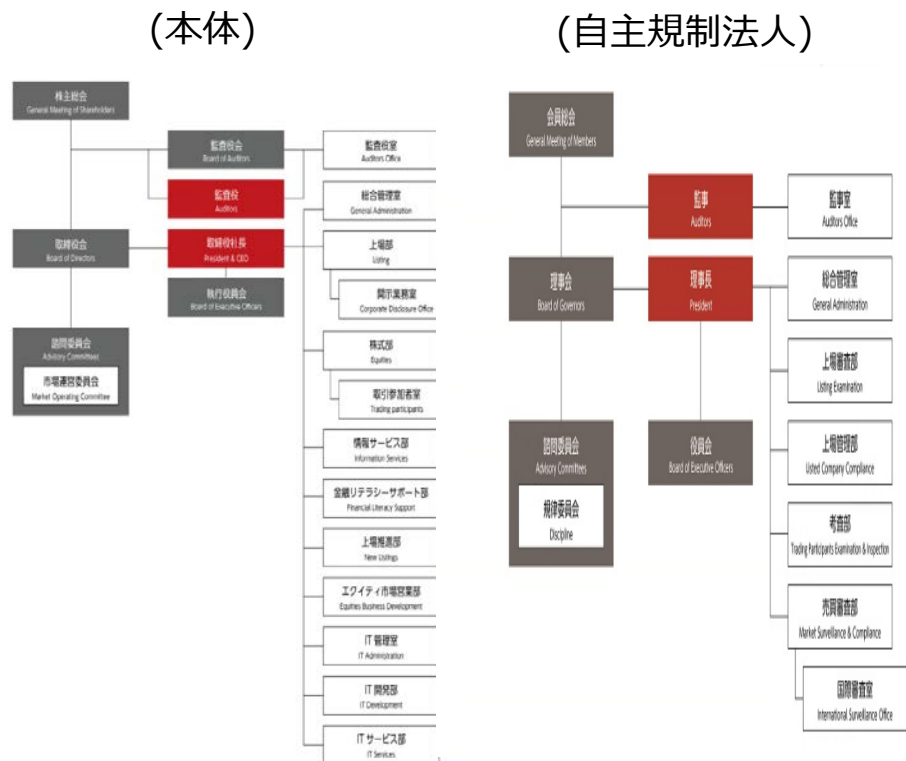
<金融市場における監視の全体像>

	階層	規制主体
第一階層	国	証券取引等 監視委員会 ・市場監視、勧告等行政処分、告発等
第二階層	取引所	日本取引所自主規制法人 ・市場監視、会員等の資格審査、処分
第三階層	事業者	日本証券業協会 等 ・勧誘など自主規制ルールの遵守状況の確認、市場調査等

(参考) 他取引所の市場監視体制について

- EPEXは監視を行う市場監視室については、同一法人内にあるものの、独立的・自律的機関としてEPEXの建物内部で情報が遮断されている。
- 東京証券取引所は2018年4月に自主規制法人を設立。自主規制機能と株式会社としての営利性との間に生じる利益相反を適切に管理するため、取引所から自主規制法人に自主規制業務の委託を実施。
- TOCOMは過半数以上の社外取締役によって構成された「自主規制委員会」を社内に設置。取締役会が自主規制委員会に、取引参加の資格審査や制裁、審査に関する権限を委任している。

<東京証券取引所 組織図>



<TOCOM 組織図>

